

# 告発状

2024年3月29日

佐賀県警察本部長 殿

告発人

氏名 力久 修

氏名 向井 寛

被告発人 住所・氏名 不詳

刑事訴訟法239条1項にもとづき告発する。

## 【告発の趣旨】

2024年2月28日午後0時10分ごろ、米海兵隊第1海兵航空団所属のCH53ヘリコプター1機が、事前連絡なしに、佐賀空港の滑走路上空10~20メートルの高さを2~3分低空飛行した。米軍ヘリのこの行為は「航空法96条の2」に違反する犯罪行為である。

「航空法96条の2」は、日米地位協定によっても米軍に適用される条項（「航空法特例法」「航空法特例法施行令」参照）であるため、本来、佐賀空港を管理する佐賀県や、航空法所管の国（国土交通省）は、米軍を告訴・告発するべきであった。ところが、事件から1カ月が経ったにもかかわらず、そうした動きはなく、国・県が米軍に忖度して、違法な行為を見逃していることは許されない。

私たちは、こうした事件の再発を防止するためにも、米軍ヘリの行為を、航空法違反として適正に処罰することを求める。

以上